様式第２号（要綱第７・10・12条）

記号第　　　　号

令和　年　月　日

茨城県知事　殿

（市町村長）

（担当課）

（連絡先）

令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業に係る

補助金（交付申請・変更承認申請・実績報告）について

　このことについて、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱第　条の規定により、下記のとおり（交付申請書・変更承認申請書・実績報告書）の提出があったので、送付します。

記

　１　送付する事業実施主体名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 事業実施主体名 | 提出する支援名 |
| 荒廃農地等再生支援 | 生産体制強化支援 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）「提出する支援名」には、事業実施主体ごとに、申請書等を提出する支援に

「○」を記載すること。

様式第３号（要綱第８条）

記号第　　　　号

令和　年　月　日

（事業実施主体名）　殿

茨城県知事　大井川　和彦

令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業費補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付け令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業費補助金の交付申請について、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱第８条に基づき、下記のとおり交付要件を付して交付することに決定したので通知します。

記

１　補助金交付の対象となる事業は、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱に定める事業であり、その内容は申請書記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 事業費（税込） | 補助金の額 |
| 荒廃農地等再生支援 |  |  |
| 生産体制強化支援 |  |  |
| 合　計 |  |  |

３　補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対する補助金の額は、申請書記載のとおりとする。

４　補助金交付の要件は、次のとおりとする。

（１）事業実施主体は、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱に定めるところに従わなければならない。

（２）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して５カ年間整備保管しなければならない。

（３）事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

（４）前号の財産のうち１件当たりの取得価格50万円以上、又は1件当たりの取得価格が10万円以上の機械及び器具を同時に購入し、その取得価格の合計金額が50万円以上の機械及び器具については、「減価償却財産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間において、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。

なお、財産の処分等の取扱いについては、国補事業（平成20年5月23日付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じた取扱いを行うものとする。

（５）前号に定める期間において、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（６）補助事業により取得した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第10号）及びその関係書類を整備保管しなければならない。

様式第４号（要綱第８・10・13条）

記号第　　　　号

令和　年　月　日

市町村長　殿

茨城県知事　大井川　和彦

令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業に係る

補助金（交付決定・変更承認・額確定）について

　このことについて、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱第　条に基づく（交付申請・変更承認申請・実績報告）について、下記のとおり（交付決定・変更承認・額確定）することとしたので通知します。

　また、事業実施主体あてには、別途通知していることを申し添えます。

記

１　（交付決定・変更承認・額確定）をした事業実施主体名

２　（交付決定・変更承認・額確定）した内容

　　別添のとおり

様式第５号（要綱第10条）

令和　年　月　日

茨城県知事　殿

〒（住所）

（連絡先）

（事業実施主体名）

（代表者職氏名）

令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業費補助金変更承認申請書

　令和　年　月　日付け記号第　号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱第10条第１項の規定により申請します。

記

（注）

１　「記」の記載様式は、様式第１号の「記」以下に準ずるものとする。

　　この場合において、補助金交付決定通知書により通知された事業の内容、経費の配分及び収支予算の変更前後を容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更のあったものに限り添付すること。

２　補助金の額が増額（減額）する場合は、件名の「事業費補助金変更承認申請書」を「事業費補助金の変更及び追加交付（減額）申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱第10条第１項の規定により申請します。」を「下記のとおり変更したいので、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱第10条第１項により、補助金○○○円を追加交付（減額）されたく申請します。」とする。

３　交付申請を取下げる場合は、件名の「変更承認申請書」を「申請取下げ書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱第10条第１項の規定により申請します。」を「下記のとおり交付申請を取下げたいので、令和６年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱第９条の規定により申請します。」とする。

様式第６号（要綱第10条）

記号第　　　　号

令和　年　月　日

（事業実施主体名）　殿

茨城県知事　大井川　和彦

令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業費

補助金変更承認（並びに変更交付決定）通知書

　令和　年　月　日付け令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業に係る補助金変更承認申請について、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱第10条第３項の規定により、下記のとおり補助事業の変更を承認し、交付要件を付して交付することに決定したので通知します。

記

１　変更となった事業の内容は、令和　年　月　日付けで申請のあった申請書記載のとおりとし、補助金交付の要件を含むその他については、令和　年　月　日付け記号第　号による交付決定通知のとおりとする。

２　補助事業に係る補助金の額は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 事業費（税込） | 補助金交付決定額 |
| 荒廃農地等再生支援 |  |  |
| 生産体制強化支援 |  |  |
| 合　計 |  |  |

様式第７号（要綱第11条）

令和　年　月　日

茨城県知事　殿

〒（住所）

（連絡先）

（事業実施主体名）

（代表者職氏名）

令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業費補助金概算払申請書

令和　年　月　日付け記号第　号で交付決定のあった事業について、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱第11条第２項の規定により、下記のとおり補助金の概算払を申請します。

記

１　申請理由

２　申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額（Ａ） | 概算払限度額（Ａ×90％） | 申請額（Ｂ） | 残額（Ａ－Ｂ） |
|  |  |  |  |

（注）

１　概算払限度額は、交付決定額の90％を上限とする（知事が特に認めた場合を除く）。

２　補助事業に要する経費の月別所用見込額を記載した書面を添付する。

様式第９号（要綱第13条）

記号第　　　　号

令和　年　月　日

（事業実施主体名）　殿

茨城県知事　大井川　和彦

令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業費補助金額確定通知書

　令和　年　月　日付けで実績報告のあった事業について、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱第13条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 補助金確定額 |
| 荒廃農地等再生支援 | 円 |
| 生産体制強化支援 | 円 |
| 合　計 | 円 |

様式第10号（要綱第15条）

財　　　産　　　管　　　理　　　台　　　帳

事業実施主体名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業実施年度 | 　　　　　　年度 | 補助金名 |  |
| 事業の内容 |  | 工　　　　　期 | 経　　費　　の　　配　　分 | 処分制限期間 | 処分の状況 | 備考 |
| 名称 | 設置場所 | 数量 | 着 工年 月 日  | 竣 工年 月 日 | 総事業費 | 負　　担　　区　　分 | 耐 用年 数 | 処分制限年 月 日 | 承 認年 月 日 | 処 分の 内 容 |
| 国　費 | 自己負担 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

(注)

１　処分期限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。

３　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

４　この様式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に替えることができる。

様式第11号（要綱別記１第６）

令和　年　月　日

　茨城県知事　殿

 〒（住所）

（連絡先）

（事業実施主体名）

（代表者職氏名）

令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業実施状況報告書

令和　年　月　日付け産振第　号で交付決定通知を受けた事業について、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱別記１第６の２の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

１　枝物の生産面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ａ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実績面積（令和９年） | 実績面積（令和10年11月末時点） | 計画面積（令和10年） |
|  |  |  |

２　再生した農地等における枝物生産状況

　（ほ場番号：　　　　地番：　　　　　）

（注）事業実施状況（ほ場の写真）を添付すること。

（注）令和10年12月末日までに市町村に提出すること。

様式第12号（要綱別記１第７）

令和　年　月　日

　　茨城県知事　殿

〒（住所）

（連絡先）

（事業実施主体名）

（代表者職氏名）

令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業（荒廃農地等再生）に係る

（事業の中止・事業対象農地の変更）申請書

　令和　年　月　日付け記号第　号で事業の交付決定通知を受けた事業について、令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱別記１第７の規定により、下記のとおり（事業の中止・事業対象農地の変更）を申請します。

記

１　（事業の中止・事業対象農地の変更）の（期間・日）

　　　令和　年　月　日　から　令和　年　月　日　まで

２　（事業の中止・事業対象農地の変更）の理由

（注）　必要に応じて根拠資料を添付すること。

様式第13号（要綱別記１第７）

記号第　　　　号

令和　年　月　日

（事業実施主体名）　殿

茨城県知事　大井川　和彦

令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業（荒廃農地等再生）に係る

（事業の中止・事業対象農地の変更）申請の承認について

　令和　年　月　日付けで申請のあった令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業（荒廃農地等再生）の（事業の中止・事業対象農地の変更）に係る申請について、これを承認したので通知します。

　なお、生産体制強化支援で機械等を導入した場合は、別途、交付決定通知書の補助金交付の要件に従うこととする。